

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月29日
【事業年度】	第10期（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）
【会社名】	株式会社C a S y
【英訳名】	C a S y C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO兼CFO 加茂 雄一
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号
【電話番号】	050 - 3183 - 0299（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役CEO兼CFO 加茂 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号
【電話番号】	050 - 3183 - 0299（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役CEO兼CFO 加茂 雄一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月
売上高 (千円)	806,097	965,356	1,165,042	1,335,178	1,547,881
経常利益又は経常損失( ) (千円)	210,472	120,193	5,943	22,047	21,602
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	210,763	120,483	3,065	9,718	21,072
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	80,600	80,600	80,600	158,225	50,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	48,238	48,238	1,767,000	1,892,000	1,892,000
A種優先株式	8,662	8,662	-	-	-
A2種優先株式	2,000	2,000	-	-	-
純資産額 (千円)	169,770	49,286	52,352	218,662	239,734
総資産額 (千円)	283,452	255,836	270,241	443,062	486,940
1株当たり純資産額 (円)	96.08	27.89	29.63	115.57	126.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	119.28	68.19	1.74	5.21	11.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	5.17	11.07
自己資本比率 (%)	59.9	19.3	19.4	49.4	49.2
自己資本利益率 (%)	-	-	6.0	7.2	9.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	177.4	74.8
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	231,083	53,581	6,037	35,820	29,710
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,882	3,199	5,442	17,710	8,112
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	70,000	-	139,978	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	155,965	169,183	169,779	327,867	349,465
従業員数 (人)	25	26	23	21	26
(外、平均臨時雇用者数)	(15)	(15)	(11)	(14)	(21)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	90.1
(比較指標：配当なしTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(119.6)
最高株価 (円)	-	-	-	2,098	975
最低株価 (円)	-	-	-	810	718

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
  3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
  4. 第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
  5. 当社は、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ(現グロース)へ株式を上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第9期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
  6. 第6期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
  7. 第6期から第8期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
  8. 2021年10月12日付でA種優先株主及びA2種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びA2種優先株主にA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びA2種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2021年11月4日開催の臨時株主総会で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
  9. 当社は、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
  10. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の( )内は外数であり、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)の年間平均雇用人員数であります。
  11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  12. 第7期には、新型コロナウイルス感染症による初回の緊急事態宣言発令に伴い売上高が一時的に減少したこと、オペレーション効率化のためのシステム開発及びマーケティングの先行投資を行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、同様の理由により、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
  13. 当社の財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
  14. 第6期から第9期の株主総利回り及び比較指標については、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ市場(現グロース)に上場したため、記載しておりません。第10期の株主総利回り及び比較指標は、2022年11月期末を基準として算定しております。
  15. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ(現グロース)における株価を記載しております。なお、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ(現グロース)に上場したため、それ以前の株価については該当事項がありません。

## 2【沿革】

年月		事業の変遷
2014年	1月	創業者3名の自己資金で、東京都千代田区一番町にて株式会社CaSyを設立
	6月	オンライン完結で予約ができるお掃除代行サービス「CaSy」を東京都港区・渋谷区・新宿区・目黒区・世田谷区にて提供開始
	12月	業況拡大に伴い本社を東京都港区赤坂に移転
2015年	2月	お掃除代行で「定期サービス」の提供開始
	2月	東京都23区/主要都市部・神奈川県横浜・川崎エリアにサービス提供拡大
	8月	関西都市圏エリア（大阪市、神戸市）でサービス提供開始
	9月	業況拡大に伴い本社を東京都千代田区平河町へ移転
2016年	1月	お掃除代行サービスで、当日3時間前までの予約に対応する「直前リクエスト」を開始
	3月	お客様からの要望を受け「お料理代行サービス」を開始
	10月	LINE株式会社「LINE Official Web App」のローンチパートナーとしてLINEアプリとの連携開始
2017年	9月	ハウスクリーニングサービス開始
2018年	5月	首都圏及び関西地区のサービスエリア拡大
	8月	宮城県仙台市にてサービス開始
	9月	厚生労働省主宰「イクメン企業アワード2018」理解促進部門特別奨励賞受賞
	10月	愛知県名古屋市にてサービス提供開始 業況拡大のため、本社を東京都品川区上大崎へ移転
2019年	2月	整理収納サービスを限定的に提供開始
	3月	共働き世帯向け情報誌「日経DUAL」において家事代行サービス第1位を獲得 「初回お試しサービス」の開始
2020年	6月	スマートロックの「ビットキー」と連携
2021年	1月	本人確認APIサービス「TRUSTDOCK」と連携
	6月	1時間からのお掃除サブスク「SMART家事代行」を開始
	8月	当社他2社と共同で依頼者・サービス提供者・事業者が遵守すべき原則として「ホームサービス・プラットフォームにおける安心・安全行動原則」を策定
	8月	家事代行サービスのサービスチケットが贈れるギフトカードの直販を開始
	9月	家事代行スタッフ向けオンラインコミュニティ「CACACO」をオープン
	10月	家事代行スタッフ向けに「報酬前払いサービス」を導入
2022年	2月	東京証券取引所マザーズに上場
	3月	家事代行業者向け業務管理システム「MoNiCa」の実証実験開始
	12月	整理収納サービスの本格展開を開始
2023年	12月	CO-FUKUI未来技術活用プロジェクトの採択企業としてCaSyが選出

(注) 2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しによりマザーズ市場からグロース市場へ移行しております。

### 3【事業の内容】

#### <ビジョン・ミッション>

当社は、「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」をビジョンとし、「大切なことを、大切にできる時間を創る。」をミッションとして掲げています。社名であるCaSy（カジー）は、時として負担と感じる「家事」を、「Easy（簡単）」に「Cozy（安心）」して依頼できるようにすることで、笑顔があふれる暮らしを楽しんでほしいという思いが込められています。

当社は、現在、家事代行サービス事業の単一セグメントで事業を運営しております。

#### <サービスの概要と特徴>

当社は主に、お掃除代行サービス、お料理代行サービス及びその他暮らしのサービス（ハウスクリーニングサービス、整理収納サービス）を10都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、福井県、宮城県）のサービス対象エリアで提供するマッチングプラットフォームを運営しています。お客様は、家事代行サービスを必要とする個人もしくは世帯であります。当社の家事代行サービスを実施するサービススタッフを「キャスト」と呼んでおります。お客様、キャスト共に、当社の規約に同意し、登録を行う必要があります。

依頼を受けたお客様宅にキャスト（その他暮らしのサービスの場合は、委託先の専門業者）が訪問し家事代行サービスを行います。サービスの依頼から支払いまで全てのやり取りは、営業担当との電話や訪問等のコミュニケーションではなく、スマートフォンアプリ「CaSy」もしくは当社サービスサイト（<https://casy.co.jp/>）で行います。当社の主な収益は、キャストが行ったサービスの利用料となります。

また、家事代行サービスのオンラインギフト券も販売しています。

さらに、当社はマッチング自動化システムや専用アプリを独自開発し、ITテクノロジーを活用することでマッチングの最適化を図るなど家事代行サービスにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進しております。また、DX化を実現する技術開発をはじめとしたエンジニアリング能力とともに、エンゲージメント（キャストとの絆作り）の取り組みによる品質管理体制の強化を推進しております。

従来の家事代行サービスと当社のサービスの提供プロセスの比較は以下のとおりであります。



また、エンジニアリング能力とエンゲージメントの取り組みの詳細は以下のとおりであります。

#### エンジニアリング

蓄積したデータを活用したマッチングアルゴリズムのチューニングとマッチング機会の最大化  
オペレーションと密接に連携し、継続的にオペレーションの効率化・業務改善を推進  
お客様やキャストの声を基にしたアプリのUI/UX改善

(注) UI(ユーザーインターフェース)とは、ユーザーとサービスの接点であり、両者の間で情報をやり取りするための仕組みのことで、UX(ユーザーエクスペリエンス)とは、ユーザーがサービスを通じて受け取る体験やそれに伴う感覚のことで、

#### エンゲージメント

キャストクレド(サービスを行う上での考え方や行動の基準)により、サービス時の判断や目指すべきあり方が示されている

キャスト同士のコミュニケーションイベント、表彰制度を通じた絆作り

全社員によるサービス報告に対するメッセージ返信の取り組み

提供しているサービスと利用料は以下のとおりとなっています。

#### 提供しているサービスと利用料

名称	サービス内容	料金(1時間当たり、税込)
お掃除代行	家屋ないしは部屋の清掃・片付け等	スポット利用： 3,490円 定期利用： 1週間に1回(～2時間) 2,790円 2週間に1回 2,890円 4週間に1回 3,190円 1週間に1回(1～1.5時間) 3,190円
お料理代行	食品の調理、台所の片付け、食品の買い物代行等	上記はお掃除代行の料金、お料理代行は3時間以上1時間単位で利用可能。 上記の他にキャストの移動交通費：880円 キャスト指名料 1時間あたり440円 買物代行 1,650円(お料理代行利用時のみ)
その他暮らしのサービス	ハウスクリーニング(エアコン、換気扇等の専門業者によるクリーニングサービス)や整理収納(断捨離のコンサルティングも含めた整理収納のアドバイス)	依頼内容による

上記に加え、お客様不在時にサービスを行うための「鍵預かりサービス」(月額料金1,080円、もしくは1回220円)を提供しています。

サービスの流れ

お掃除代行サービスの場合、1回のスポット依頼は以下のような流れとなります。

	お客様	キャスト	当社
・登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ホームページもしくはアプリストア等から「CaSy」アプリダウンロード</li> <li>・会員規約を確認後、会員登録手続きをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ホームページから、キャスト応募申込み</li> <li>・研修受講</li> <li>・キャスト認定試験受験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（お客様）身元確認等の実施</li> <li>・（キャスト）本人確認の実施</li> <li>・（キャスト）研修の設定</li> <li>・（キャスト）試験に合格したキャストを登録、初回サービスへ向けた支援</li> </ul>
・依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリ内依頼をするメニューにて、依頼内容を決める</li> <li>・カレンダーから対応可能なキャスト有無を確認し、マッチング可能な日時を選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼の通知を受信</li> <li>・お客様からの依頼一覧の確認</li> <li>・依頼内容を確認後、依頼への応募</li> </ul>	
・マッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスするキャスト連絡を受信</li> <li>・キャストプロフィールを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング成立連絡受信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムによるマッチング</li> </ul>
・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前すり合わせ（アプリ内チャット機能にて）</li> <li>・予約時間に訪問したキャストと依頼内容確認</li> <li>・終了時確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼自宅へ移動</li> <li>・お客様との打ち合わせ</li> <li>・サービス実施</li> <li>・終了時確認</li> </ul>	
・完了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスについてのレビューを入力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス実施内容及び申し送り事項の入力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス実施報告を確認</li> <li>・トラブル時対応</li> </ul>

サービスの特徴

	お客様	キャスト	当社が実現していること
価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様とのサービス調整に係る業務をDX化することで人件費を削減し、相対的に割安な価格を実現</li> <li>・シンプルな価格体系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い報酬 1（1時間あたり1,500円～最高1,850円）</li> <li>・景気影響を受けにくく安定した収入が見込める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精鋭組織による事業運営</li> <li>・独自開発のマッチングシステムによりお客様とのサービス調整に係る人員の削減が可能となり、経費減を実現</li> <li>・上記によって圧縮したコストを価格と報酬に還元</li> </ul>
品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様のサービス後の評価レビュー5点満点中約4.9点と高い顧客満足度 2</li> <li>・キャストが変わっても一定の品質は保持</li> <li>・サービス後のレビューにより不満点も含めフィードバックが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなしを意識したサービス提供</li> <li>・研修で品質基準を学べる</li> <li>・講師によるサポートを受けられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録前研修で掃除・料理のノウハウやお客様とのコミュニケーション等を指導</li> <li>・「キャスト credo」を示すことであるべき行動や考え方を示す</li> <li>・サービス評価の仕組みにより、品質改善アクションにつなげる</li> </ul>
使い勝手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2分のスマホ操作だけでサービス依頼ができる</li> <li>・都合のよい時間帯を指定できる</li> <li>・予約時にキャストが対応可能かどうか確認できる仕組みのため、担当キャストが決まりやすい</li> <li>・直前予約ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の働きたい時間に働ける</li> <li>・利用者数、依頼数が多いことに加え、マッチングアルゴリズムの最適化により、仕事の依頼が来やすい仕組みになっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使いやすさを追求したアプリのUI/UXの最適化</li> <li>・キャストの指名の仕組みの導入を行うなどマッチング精度・スピード向上等のシステム改善を継続的に実施</li> <li>・個々のキャストに適した仕事をオススメするレコメンド機能やお客様とキャストの相性を加味したマッチングシステムを開発</li> </ul>

- 1．東京都の最低賃金1,113円との比較（2023年11月30日現在）  
出所：厚生労働省ホームページ「地域別最低賃金の全国一覧」
- 2．出所：CaSy内データ（2022年12月～2023年11月）

当社のビジネスモデルは、C to B to C（Consumer to Business to Consumer：企業が仲介して個人間の取引を行うこと）であり、上述のサービスの流れにおいて当社が行っているサービス内容は、お客様とキャストとのマッチング及び各種調整、取引の決済機能が主なものとなります。



< 当社の強み >

当社のサービスの強みとしては、家事代行サービスのDX化の先駆者として価格競争力と使い勝手のよさを追求していること、高い品質管理体制の構築・運用に注力していること、そして家事代行サービスの定期利用により、高頻度、長期間にわたって継続的に蓄積されるストック型のビジネスモデルをもとに信頼関係の構築により定着性の高い顧客基盤を構築していることであります。当社の強みについての詳細は以下のとおりであります。

家事代行サービスのDX化

- 独自のマッチングアルゴリズムによりコスト構造を改善し、かつ、最短3時間以内にマッチングする仕組み
- お客様評価データ等の従来は担当者に属人化していたデータをデジタル化・一元化し、品質改善や利便性の向上に活用
- 他のサービスとのシステム連携により、お客様の利便性を向上

品質管理体制

- キャストのモチベーション向上がスキルの向上に寄与し、それらがお客様への質の高いサービスに繋がるというモチベーションを土台にした品質管理体制

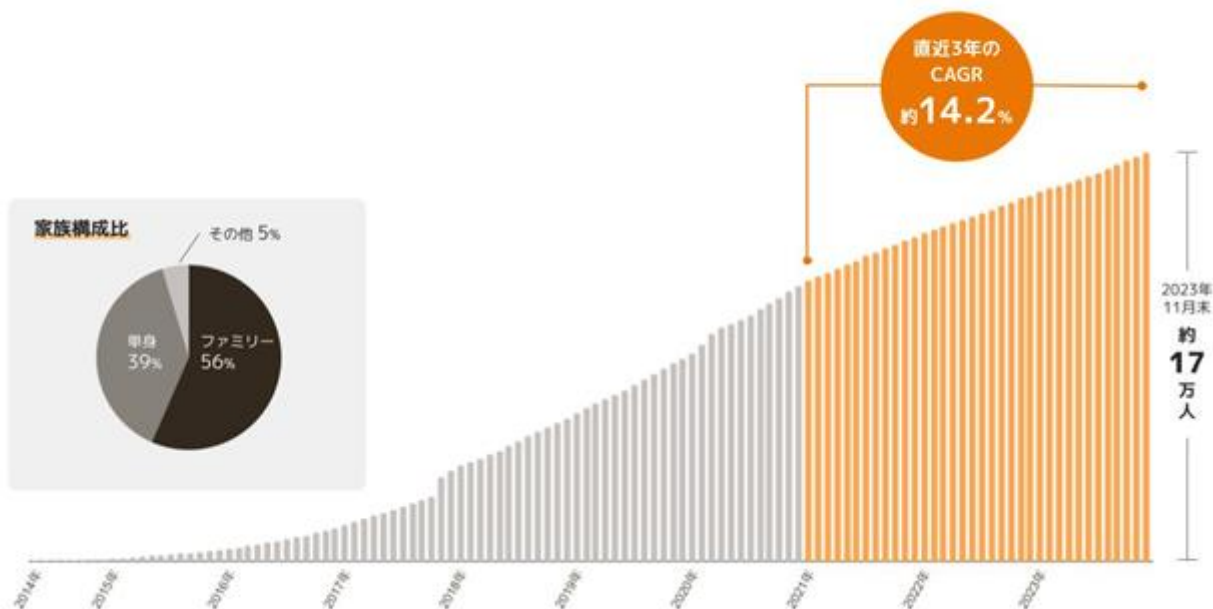
定着性の高い顧客基盤

- 家事代行サービスの定期利用により、高頻度、長期間にわたって継続的に蓄積されるストック型のビジネスモデル
- プラットフォーム利用者との信頼関係の構築により定着性の高い顧客基盤を構築

加えて、当社では、UNICOという社員の行動指針を示すことにより、新しいチャレンジを応援し、誠実かつスピード感のある企業文化の醸成に努めております。

< お客様登録数の推移 >

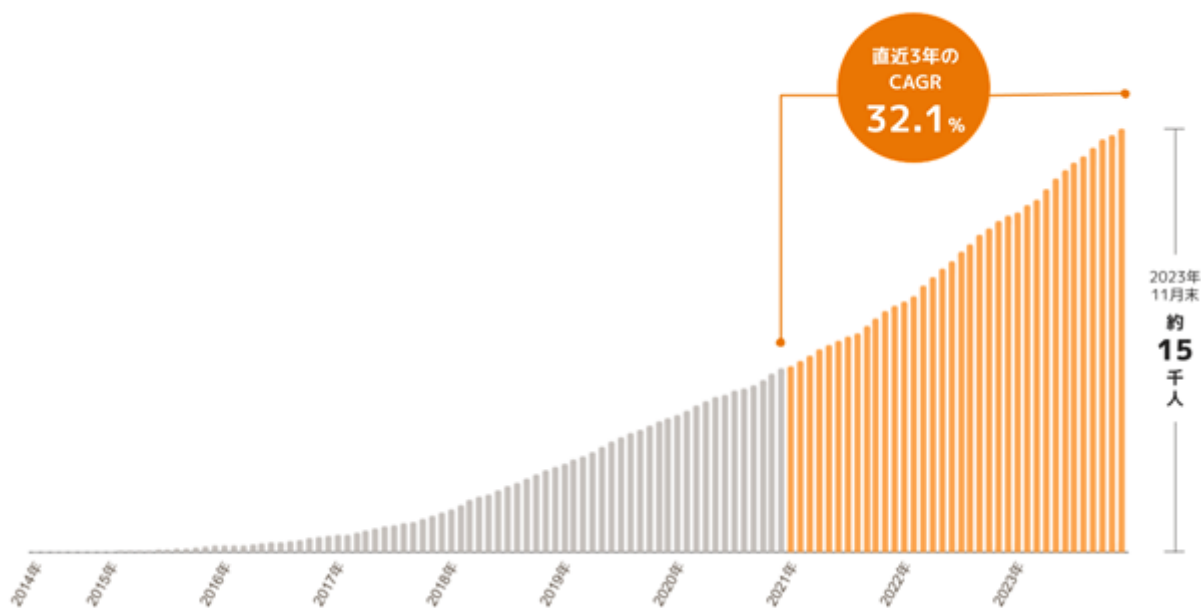
当社におけるお客様登録数は継続して増加しており、2023年11月末では16万人を超えております。また、その約6割がファミリー世帯で、約4割が単身世帯であります。



構成比は2023年11月末を基準としています。

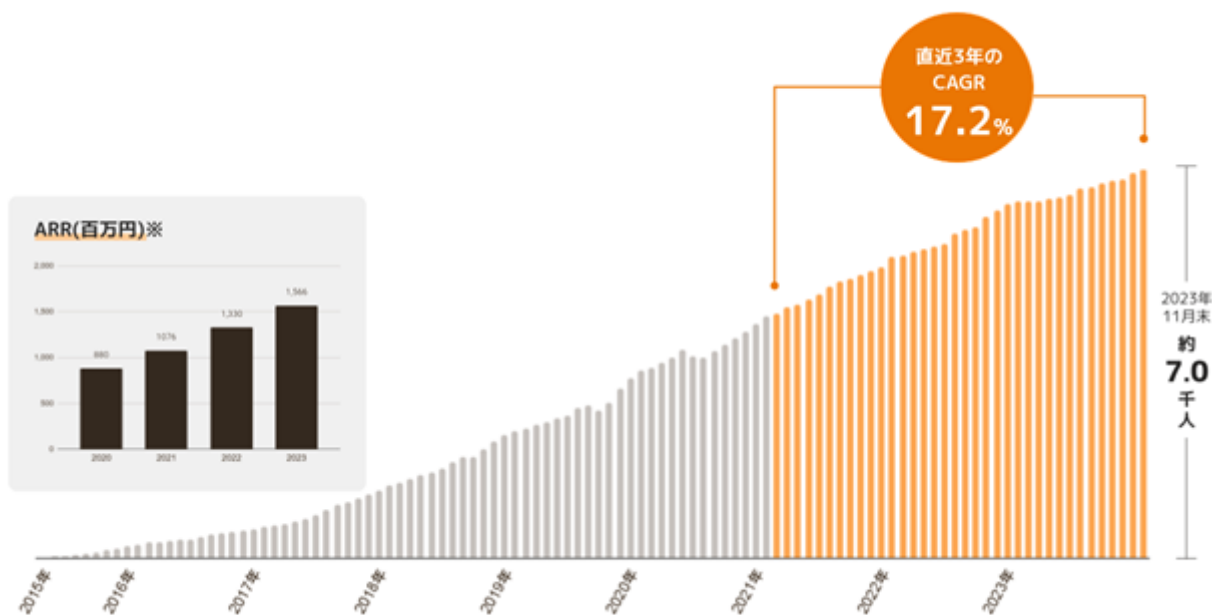
<キャスト登録数の推移>

当社におけるキャスト登録数は継続して増加しており、2023年11月末では約15,000人を記録しております。



<定期UU数>

ストック収入の前提となる定期UU数は堅調に成長しており、2023年11月末では約7,000人を記録し、定期契約によるARR ( ) は約15億円となっております。



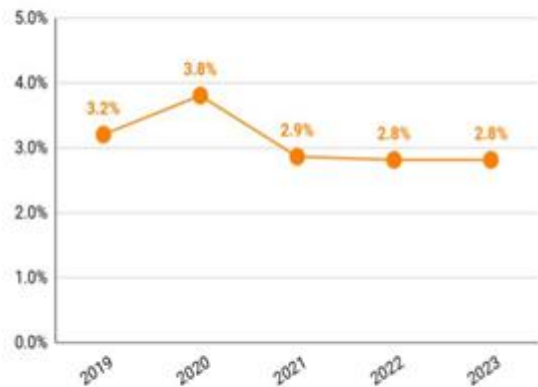
65

Annual Recurring Revenueの略で、毎事業年度の有効定期契約数 × 平均単価 × 平均利用回数 / 月 × 12か月で算出。

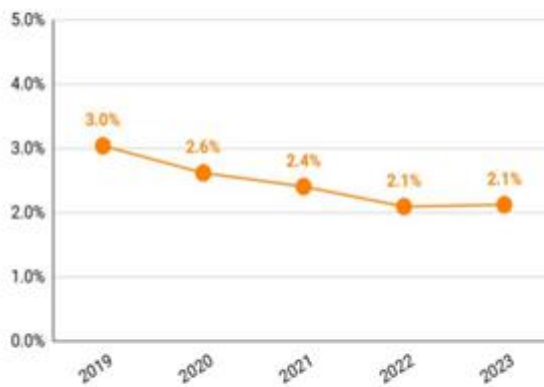
<お客様の定期解約率とキャストのチャーンレート>

お客様の月次定期解約率（ 1 ）及びキャストのチャーンレート（ 2 ）も前期同様の低水準で推移しております。

お客様の  
月次定期解約率



キャストの  
チャーンレート



- 1 前月に契約があったが当月に解約された割合で1年間の平均値としている。
- 2 前月に稼働していたキャストが当月に稼働しなくなった割合で1年間の平均値としている。

事業系統図

家事代行サービス事業の基本的な取引の流れ及び外部ステークホルダーとの関係は以下の図のとおりです。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) ワタキューセイモア 株式会社	京都府綴喜郡井手町	48,500	医療用リネン サプライ	被所有 19.0	当社と営業拡大を目的と した業務提携契約を締結 しております。 役員の兼任あり。

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2023年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
26 (21)	38.0	1.6	5,789

(注) 1. 当社は単一セグメントのため、内訳の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、年間平均雇用人員を( )  
外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、臨時雇用者を除き従業員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性 労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休 業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・有期労 働者
50.0	0.0	52.6	74.0	136.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、当事業年度において、育児休業の取得対象となる従業員は発生しませんでした。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針

当社はビジョン「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」の実現を目指し、「大切なことを、大切にできる時間を創る。」をミッションとして事業を展開しております。また、「時間を創る」会社として、キャストが自らのスキルを発揮してやりがいを感じながらサービスを提供することで、お客様がよりよい時間を過ごすというポジティブな循環を作り出すことが当社の社会的役割であると考えております。

当社では、2014年の創業当初から、当社の提供価値を「Omotenashi（おもてなし）×Technology」として定義しております。

「おもてなし」の面では、キャストによるサービスを「おもてなし」と感じていただけるように、キャストのエンゲージメントを高めるための取り組みを行っております。

キャストのサービス中の判断及び行動の指針を示す「キャストクレド」を制定する他、定期的にキャスト同士のコミュニケーション機会の提供や表彰制度を通じたエンゲージメント施策を行っております。また、当社の全社員はキャストがサービス終了後に送信するサービス報告に対してメッセージ返信を行う等、キャストとのコミュニケーションを大切にしています。

また、「テクノロジー」の面においては、当社のプラットフォームで、お客様とキャストがアプリを使って手軽に依頼や応募を行い、素早く最適な組み合わせでマッチングするように、システム開発を継続しております。

マッチングシステムについては、これまでに蓄積された大量のマッチングデータを活用し、お客様とキャストの相性を考慮したマッチングを実現していることに加え、お客様とキャストのマッチング可能性を予測し、マッチングが難しいと予測された場合にキャスト報酬を変動させるダイナミックプライシング機能、キャストに自動でレコメンドが行われる機能等を開発しており、マッチング機会の最大化を図っております。アプリのUI/UXについても、より直感的にサービスの依頼やキャストの応募ができるように、日々お客様やキャストからの意見を基に改善を行っております。

今後も「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」というビジョンの実現に向け、「Omotenashi（おもてなし）×Technology（テクノロジー）」を当社の提供価値として、キャストのエンゲージメント向上の取り組みを継続し、テクノロジーの力を活用してプラットフォームの効率性や利便性を改善してまいりたいと考えております。

#### (2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

家事代行サービス市場は、業界を構成するプレーヤーが当社のような事業会社の他に、家政婦の職業紹介所や、個人契約で代行サービスを提供する個人事業主等が含まれております。そのため、公的な統計データ等がなく、事業会社の大半は非上場企業であるため、実際の市場の状況を客観的に把握することは困難な状況であります。しかしながら、近年においては、当社を含めインターネットを介したサービスを提供する事業者の参入等により、富裕層向けが中心となっていたサービスが一般家庭や独身者も使いやすいサービス単価となり、新規利用者数が増えていくことで市場は拡大しています。

当社は、お客様とキャストとのマッチングプラットフォームを構築・改善し、使い勝手のよいスマートフォンアプリ等を開発することで、利便性が高く、コストパフォーマンスの高い家事代行サービスを提供し、順調にサービス件数を伸ばしてまいりました。

働き方改革などを通じて、女性の労働参加率は大きく上昇し育児や家事のサポートを必要とする世帯が増加していることに加え、家事代行サービス普及のボトルネックとなっていた心理的抵抗感も時代の変化や世代によって捉え方に変化が出てきております。

加えて、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、リモートワークの浸透やソーシャルディスタンスの観点からオフィスのあり方が変容を迫られる等「新しい生活様式」での生活において、自宅で過ごす時間はより長くなっており、当社の事業ドメインである「イエナカ」（家の中）における事業機会は今後さらに大きくなると考えております。また、近年家事代行市場に関する法整備も進んでおり、少子化対策から行政の家事代行支援事業の拡充が実施・計画され、市場拡大が後押しされております。

当社といたしましては、将来において「イエナカ」における様々な生活支援サービスを提供する暮らしのプラットフォームの構築・提供を目指しております。それを実現するために、中期的には、家事代行サービス事業の成長を加速することで、強固な収益基盤と顧客基盤の構築に注力してまいります。具体的には、企業による当社サービスの福利厚生制度としての導入を推進するなど、主要な集客チャネルであるWeb集客に加え、家の中に入って提供するサービスであるため、安心安全、かつ快適に使ってもらえるよう、知名度向上による信頼を活用した集客戦略を促進してまいります。また、キャストの組織的ブランディングを進めてまいります。その上で、家事代行サービス事業で獲得した事業資産を活用することで、お客様の暮らしの中の時間をトータルでサポートしていく「イエナカ」プラットフォームの構築を進めてまいります。



### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### サービスの安全性の向上について

当社の提供する家事代行サービスは、お客様のプライベートな空間の中にキャストが入りサービスを行う性質があり、お客様とキャストが共に安心してサービスを利用、提供できるプラットフォームの環境を構築することが重要な課題であると認識しております。

当社は、お客様とキャスト双方の安心・安全対策強化の一環として、お客様とキャスト双方の本人確認、反社会的勢力との関与履歴、及び犯罪歴の有無等の確認を外部サービスと連携して2021年1月より開始する等、サービスの安全性を担保する仕組みの改善を図り、お客様とキャスト双方の安心・安全なサービス提供へとつなげてまいります。

#### サービスの成長について

当社は家事代行サービスのオンラインプラットフォームの運営を主たる事業としており、当社がサービスを通して創出することのできるお客様の時間は、プラットフォームに登録されたお客様とキャストの人数に大きく依存しております。

今後、お客様及びキャストの登録者数の更なる増加を通して、お客様の時間をより多く創出していくことは当社の課題であり、広告での求人活動やメディアでの露出等に引き続き注力し、家事代行サービス及びプラットフォームの認知度の向上や集客力の強化に努め、サービスを成長させてまいります。

#### 情報セキュリティ体制の強化について

当社のビジネスプロセスはオンラインプラットフォームを提供するシステムに大きく依存しており、事業の特性上個人情報を多く取り扱うため、扱う個人情報の保護の観点から高度な情報セキュリティの確保が必要となります。

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、システムのセキュリティ体制を強化し、情報セキュリティについての社内規程を定めております。

加えて、個人情報の取り扱いについての勉強会や社内研修を全社で行い、内部監査でのチェックを行うことで、適切な情報セキュリティ体制を整備しております。今後においても、情報セキュリティ体制の強化に努めてまいります。

#### 収益体制の強化について

当社は、サービス利用件数の増加及びコスト削減の為に施策を行っておりますが、第9期及び第10期では営業利益を計上したものの、第8期では営業損失を計上しており、業務プロセスの効率化及びコスト削減による家事代行サービスの収益体制の確立については引き続き課題として認識しております。当社では、自社開発のシステムや蓄積したデータを最大限活用した課題解決により工数の削減を推進していくほか、顧客やキャストの獲得維持にかかる費用の適正化を通じて費用対効果の最大化を図ってまいります。

#### 内部体制の強化及び人材育成

当社は、事業の継続的な成長を実現していくために、従業員一人一人の成長が不可欠であると捉えております。精鋭の優秀な人材による事業運営を今後も継続し、業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知

させるなど内部管理体制強化を図りながら、ナレッジ共有をさらに進めることで、組織的なケイパビリティの向上を図ってまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上総利益を採用しております。売上総利益を採用している理由は、「時間を創る」会社として、当社サービスのご提供を通じ、お客様ご自身が「大切なことを、大切にできる時間を創る。」ことが重要であると考えております。当該時間を生み出した量としての指標である売上高からサービス提供者に対する報酬を控除した売上総利益が指標として適切であると判断しているためであります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会、管理するためのガバナンス過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

詳細は、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

### (2) 戦略

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における、リスク及び機会に対処するための重要な取り組みは検討中であります。

しかしながら、持続的な成長や企業価値向上のためには、人材は最も重要な経営資源であり、高度な専門知識、技術及び経験を有する、多様な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。そのため、人事制度の改訂や研修の拡充、フレックスタイム制度の導入等、人材確保のための各種制度の整備を行っております。各種制度の整備における目標や進捗については、今後、検討しながら積極的な開示に努めてまいります。

### (3) リスク管理

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における記載はいたしません。現状のリスク管理はリスク・コンプライアンス委員会を設置し、管理体制を構築しております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

### (4) 指標及び目標

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。

具体的な指標及び目標については、今後、サステナビリティの基本方針の策定と併せて検討を進めてまいります。



### 3【事業等のリスク】

当社の事業展開その他関連する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。リスクを未然に防止し、リスクが顕在化した際の損失を最小化するため、当社では機能組織ごとに担当者及びリスクマネジメント担当者からなるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回以上開催し、現状を把握した上で対応方針や具体的アクションを定めるなど適時適切な対応を取れる体制を構築しております。

また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクに対し発生の可能性を十分に認識した上で、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断して行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

#### サービスの提供もしくは業務オペレーションに影響を及ぼすリスク

##### (1) サービスの安全性、品質

当社は、当社が家事代行業務を委託しているキャスト（以下「キャスト」といいます。）が顧客の自宅等にて家事代行サービスを提供しており、お掃除代行、お料理代行とともに、一定の技能を必要とすることから採用基準の明確化、研修の実施、エンゲージメント施策等を通じて、サービス品質の向上及び均質化に努めております。しかしながら、顧客に対しキャストの過失等により、物損、鍵紛失、個人情報の漏洩などの損害を与えた場合や調理を行った食品で食中毒等が発生するなどの健康被害が生じた場合等に、当社への損害賠償請求や当社に対する信用の低下等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 自然災害などの災害及びパンデミックの発生

当社の主力事業である家事代行サービス事業は、顧客の住まいに当社のキャストが訪問し、掃除や料理等の家事代行サービスを提供するため、顧客・キャストともに安全が確保される必要があります。当社では危機管理マニュアルを策定し、災害発生時における事業継続の体制強化に努めております。地震、台風など顧客の生活基盤に甚大な被害を及ぼす自然災害が発生した場合、新しく感染症がパンデミック化した場合など、物理的に、当社のサービスを停止もしくは縮小せざるを得ない状況等となった場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) システムトラブルの発生

当社は、顧客の獲得、顧客とキャストのマッチング及びコミュニケーション、料金の請求、報酬の支払い、キャストへの指導・研修など、あらゆるプロセスを、ITシステムを通じて行っております。システムは脆弱性が低いクラウドデータベースを利用し、コンピューターシステムのバックアップ体制の構築、社内運用体制の強化を行なっておりますが、開発したシステムの不具合の発生、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等による予期せぬトラブルの発生、コンピューターウイルス、電気供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの長期にわたる中断や停止、現段階では予測不可能な第三者による攻撃を受けた場合、大規模通信障害が発生した場合には、サービス提供ができない、もしくは復旧に時間を要するなど、収益を毀損するような事象が発生し、経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 個人情報の漏洩

当社は、顧客及びキャストに関する個人情報を有しております。その取扱い及び管理方法については、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従って、個人情報取扱事業者としての義務が課されており、厳重な管理をするとともに、全従業員に対し個人情報の取り扱いに関するルール等を定期的に周知徹底しています。しかしながら、第三者によるシステム攻撃等を受けた場合等、想定外に個人情報が漏洩した場合、当社の社会的信用が失われ、新規顧客獲得、定期サービスの解約、キャスト登録の取り消し等、当社事業の運営が困難になるとともに、ブランド及び企業イメージの悪化等により当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 重大インシデントの発生

当社の展開する事業は、キャストが顧客の住居に入り家事代行サービスを提供するものであり、顧客とキャストが直接対面して第三者がいない場でのコミュニケーションをすることになることから、顧客・キャスト双方が性犯罪、暴力、暴言などにより、身体的・精神的な被害を受ける可能性があります。当社はこうした事象を重大インシデントとして、分類・定義を行い、各インシデントに対する対応方針を定めており、特に重大な問題が発生した場合、即時にエスカレーションを行い、経営者が判断する仕組みを構築しています。加えて、その発生リスクを最小化するため、キャストの犯罪歴がないかなどの事前チェックをしているほか、顧客の評価がネガティブであった場合にキャストとの業務委託契約を打ち切る旨を事前に通知し、業務委託契約を締結しております。しかしながら、事件・事故・犯罪をきっかけに、当社及びサービスに関しての誹謗中傷などが起こり、それらに適切に対処できなかった場合、当社のサービスに対する大幅な需要の落ち込み、新規顧客登録の激減など当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 事業環境の変化がもたらすリスク

##### (6) 関連法規制

当社の家事代行サービス事業は、業務委託契約を締結したキャストが顧客に対してサービスを提供しております。当社にとってキャストは下請事業者には該当するため、下請代金支払遅延等防止法に違反することのないよう、運営を行っております。また消費者契約法、労働基準法、職業安定法、電気通信事業者法、不当景品類及び不当表示防止法、特定電子メール送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、食品衛生法等の法規制に抵触することのないよう顧問弁護士等の外部専門家と協議し、法改正等の情報収集を行い、従業員教育等を徹底するとともにコンプライアンス体制の構築と強化を図っております。しかしながら、これらの法律の改正や新たな法令の制定、監督官庁の見解の変更、社会構造の変化等想定外の事態の発生により、当社の事業が法令に違反した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 競争の激化

当社が行っている家事代行サービス業は、小規模な事業者が多いことに加え、お客様宅でのサービスとなるため、サービス提供可能エリアに地理的な制約が生じること、ITの導入が限定的であること、サービスを提供する人材の確保が難しい等の理由により、比較的競争圧力が低い業界でした。当社は、独自のマッチングテクノロジーや管理業務等を、IT技術を用いて簡素化することで、低価格を実現するなど業界のイノベーションをリードしてきました。しかしながら、今後の需要動向や新規参入企業の出現、同業他社の戦略変更などにより価格競争が激化した場合、もしくは大きな顧客基盤を持つ大手通信企業、大手インターネット企業や小売業者などが家事代行サービスに参入する、もしくは各社が有するポイントサービスを活用し、同業他社と提携するなどの結果、当社から顧客流出した場合など、競争が激化することにより、当社の競争力が相対的に弱体化し、経営成績に大きな影響を及ぼす場合があります。また、テイクアウトサービスやネット通販などの当社サービスの代替サービスが急速に普及することで当社のサービスの有用性が相対的に低下した場合、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (8) 景気後退の長期化もしくは経済危機の発生

当社の家事代行サービスは、既存の事業者と比較して価格競争力の高いサービスをIT技術の活用により顧客に提供してまいりました。これにより、所得水準の高い富裕層のみならず、共働きの家庭や比較的若年層の独身世帯においても当社サービスの利用者を増やしてまいりました。しかしながら、景気後退期、特に2008年の金融危機のような世界的な経済危機や、2020年の新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の大幅な停滞などにより、顧客の所得減少によって当社サービスの利用停止をする、もしくは新規顧客獲得が困難となった場合など、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (9) 新たなビジネスモデルの出現

当社の事業は、顧客とキャストをITシステムによりマッチングし、家事代行サービスを安価な価格で提供しております。当社は、独自のマッチングテクノロジーや管理業務等を、IT技術を用いて簡素化することで、低価格を実現するなど業界のイノベーションをリードするために、既存システムの改良のみならず、新たなシステムや新サービスの開発に努めております。しかしながら、将来においてこれまでとは全く違う発想で、家事を含む生活全般を支援する事業が考案され、市場を席卷した場合、当社を含む既存のサービスが陳腐化し、需要が減少してしまうリスクがあります。

(10) 人口動態の変化

当社のサービスは、家事代行サービスを提供するキャストを一定数確保する必要がありますが、将来において働き手不足がさらに深刻化する見込みです。キャストとの契約継続率を維持するための施策や新規キャスト獲得のための各種マーケティング施策を展開し、顧客のニーズに応えられる体制を維持するべく努めてまいりますが、こうした変化に適切に対処できない場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損

当社は、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を保有しており、これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しております。しかしながら、経営環境や事業の状況の著しい変化等により収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経営及び戦略遂行に関するリスク

(12) 人材の確保と育成

当社は、優秀な人材に裏付けられた高いIT技術力と提案力により業績を拡大してまいりました。今後も業容拡大のために、優秀な人材を確保し、教育・育成していくことが必要不可欠であり、採用活動の強化と教育研修の充実を推進してまいります。しかしながら、優秀な人材の採用・確保及び教育・育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材が社外流出した場合には、事業規模拡大の制約、顧客に提供するサービスの質の低下、それに起因する競争力の低下等により、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) IT業界における技術革新への対応

当社のサービスは技術革新のスピードが速く、先端ニーズに合致させたシステム・ソリューションの開発・構築・提供を行うためには、常に先進の技術とノウハウを把握し、取り入れていく必要があります。このため当社は、エンジニアの採用・育成を強化するとともに、創造的な職場環境の整備、技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。また、開発環境の整備等も推進しております。しかしながら、優秀な人材獲得が計画通りに進まない場合、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のための追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社の技術力の低下やそれに伴うサービス品質の低下を招き、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 創業者への依存

当社の代表取締役CEO兼CFOである加茂雄一と代表取締役である池田裕樹は、当社設立以来、当社の経営方針や経営戦略の決定をはじめ、事業構築や顧客獲得等において重要な役割を担ってまいりました。また、加茂雄一及び池田裕樹が保有する当社保有株式は、当事業年度末現在における当社発行済株式総数の35.06%であります。

当社は事業を順調に拡大し、その過程において人材の確保と育成に努めてきており、両氏に依存しない経営体制の構築・強化を進めております。

しかしながら、現段階においては、創業者が代表取締役から退任するような事態が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制について

当社は、現在の企業規模において適正な内部管理体制を構築しております。また、今後の事業拡大に合わせて、内部管理体制の一層の充実・強化を図ってまいります。しかしながら、企業規模に適した体制構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新規事業について

当社は、事業規模の拡大と高収益化を目的として、既存事業に留まらず、新規事業の開発に積極的に取り組んでいく方針であります。新規事業への取り組みは、既存事業よりリスクが高いことを認識しておりますが、企業価値の更なる拡大を目指すには、市場成長性の高い分野への進出や新規市場の創造が不可欠であると考えております。

新規事業への取り組みは、綿密な市場調査・分析や、入念な事業計画を策定し、収益化までの期間や撤退基準を設けるなど、より厳しいプロセスを経て行うこととしておりますが、予測とは異なる状況が発生し計画通りに進まない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) M&A、業務提携

当社は、事業基盤の強化・拡大のため、M&Aや他企業との業務提携を行う可能性があります。これらを行う際には、事前に十分なデューデリジェンス及び社内手続きを実施し、リスクの低減に努めますが、何らかの理由により当初想定した効果や収益が得られない場合には、当社の財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟の可能性

当社は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、訴訟や紛争を含めたあらゆるリスク管理に努めております。しかしながら、事業活動の遂行過程において、顧客、キャスト、競合他社その他関係者から、何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、訴訟や紛争が発生した場合、その経過又は結果によっては当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務及び資金ないしは株式に関連するリスク

(19) 税金の影響について

当社は、事業拡大のため先行投資を積極的に行ってきたことから、当事業年度末時点において当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当繰越欠損金は、税務上の課税所得と相殺することが可能となっております。今後、当社の業績が順調に推移した場合による繰越欠損金の使用、又は期限切れによる繰越欠損金の消滅により、課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 株主還元について

当社は、現時点で企業として成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備、事業の一層の規模拡大のため、当期純利益を計上した場合においても、内部留保の充実による財務基盤の強化、事業展開における投資資金としての活用を優先する方針であります。しかしながら、当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業基盤の整備や投資計画、業績及び財政状態、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対するストック・オプション制度を採用しております。そのため、付与されている新株予約権の行使が行われた場合には、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。当事業年度末現在の新株予約権としての潜在株式は94,800株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計1,986,800株の4.77%に相当します。

(22) 借入金について

当社は、日本政策金融公庫より借入を行っておりますが、その金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。当該契約に付された財務制限条項により、2期、または3期連続で売上高減価償却前経常利益率（減価償却前経常利益は、原則として経常利益（または損失）の金額に減価償却費の金額を加算することにより計算されるものの、経常的に発生しない経費が計上されている等、経常利益（または損失）の算出にあたって適切と認められない整理が行われている場合は、公庫が適切と認める整理に基づいて算出した経常利益（または損失）に修正される）が0%未満となる可能性があり、その後日本政策金融公庫が必要と認める事項を記載し提出した経営改善計画を合理的な理由なく達成できなかった場合は、本借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部の弁済が行われることとなり、当社の財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概況は次のとおりであります。

##### 財政状態の状況

###### （資産）

当事業年度末における流動資産は442,658千円となり、前事業年度末に比べ、41,878千円増加しました。これは主に、現金及び預金が21,598千円増加したことやサービス規模の拡大に伴い売掛金が13,496千円増加したことによるものです。

また、当事業年度末における固定資産は44,281千円となり、前事業年度末に比べ、1,999千円増加しました。

この結果、当事業年度末における総資産は486,940千円となり、前事業年度末に比べ、43,878千円増加しました。

###### （負債）

当事業年度末における流動負債は177,205千円となり、前事業年度末に比べ、22,805千円増加しました。これは主に、買掛金が6,740千円増加したことや未払金が8,057千円増加したこと、また賞与引当金を5,000千円計上したことによるものです。

なお、固定負債は70,000千円となり、前事業年度末から変動はありません。

この結果、当事業年度末における負債合計は247,205千円となり、前事業年度末に比べ、22,805千円増加しました。

###### （純資産）

当事業年度末における純資産合計は239,734千円となり、前事業年度末に比べ、21,072千円増加しました。これは、当期純利益21,072千円を計上したことによるものです。

##### 経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により、人流の拡大やインバウンド需要が増加し、社会経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、世界的な金融引き締めの影響から、物価上昇や金融資本市場の変動等が起こり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社では2023年10月より家事代行サービスの価格を改定いたしました。当社はこれまで、テクノロジーを活用した独自の仕組み構築による業務効率化・合理化により、コストの削減に努めてまいりました。しかしながら、2023年10月からインボイス制度が導入されたことに伴い、キャストの維持にかかるコストが増加しております。また、昨今の物価上昇に連動し、サービス運用コストも例外なく増加していることから、品質及び家事代行キャストの報酬維持と健全な事業継続のため価格改定を実施いたしました。なお、売上高は堅調に推移しておりますが、価格改定の来期以降の業績への影響は現在精査中であり、引き続き注視していく予定であります。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,547,881千円（前期は1,335,178千円、前期比15.9%増）となりました。また、営業利益は22,676千円（前期は33,604千円、前期比32.5%減）、経常利益及び税引前当期純利益は共に21,602千円（前期は経常利益及び税引前当期純利益共に22,047千円、前期比2.0%減）、当期純利益は21,072千円（前期は9,718千円、前期比116.8%増）となりました。

なお、当社は家事代行サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、21,598千円増加し、349,465千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動により得られた資金は29,710千円（前期は35,820千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上21,602千円（前期は税引前当期純利益22,047千円）、賞与引当金の増加5,000千円（前期は計上なし）、売上債権の増加13,496千円（前期は10,890千円の増加）、未払金の増加7,155千円（前期は11,423千円の増加）等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動により支出した資金は8,112千円（前期は17,710千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出947千円（前期は計上なし）、無形固定資産の取得による支出7,165千円（前期は17,710千円の支出）によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません（前期は139,978千円の収入）。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社が提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略いたします。

b．受注実績

当社が提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略いたします。

c．販売実績

当事業年度の販売実績は以下のとおりであります。なお、当社は家事代行サービス事業の単一セグメントであるため、サービスの種別で記載しています。

サービスの名称	金額（千円）	前期比（％）
お掃除代行・お料理代行	1,499,950	115.3
その他	47,930	139.0
合計	1,547,881	115.9

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績10%以上の相手先がないため、記載を省略しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者により会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度において、家事代行サービス事業の成長を加速させることに注力した結果、売上高は1,547,881千円(前期は1,335,178千円)となりました。これは主に2023年10月からインボイス制度が導入されたことに伴う価格改定とサービス件数が増加した為です。

当社プラットフォームの利用者及びキャストを定量的に拡大していくための取り組みを継続した結果、売上高は堅調に推移し、通期でも前事業年度を15.9%上回る売上高となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は986,584千円(前期比14.1%増)となりました。これは主にサービス件数が増加したことにより業務委託費が951,903千円(前期比13.5%増)となった為です。この結果、売上総利益は561,296千円(前期比19.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は538,620千円(前期比23.2%増)となりました。これは、主にサービス成長やプロダクトの機能開発を目的とした採用の強化により給料賃金が135,494千円(前期比18.3%増)となったこと、サービス成長速度の加速を目的とした広告宣伝投資の強化により広告宣伝費が58,579千円(前期比69.0%増)となったこと、また、システム開発投資やキャストの定着促進を目的とした施策を実施したことにより業務委託料が78,596千円(前期比13.7%増)となったことによるものです。この結果、当事業年度の営業利益は22,676千円(前期は営業利益33,604千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損益)

当事業年度の営業外収益は94千円(前期は102千円)、営業外費用は1,167千円(前期は11,659千円)となりました。営業外費用が減少した主な要因は、前期は株式公開費用11,259千円を計上していたためです。この結果、当事業年度の経常利益は21,602千円(前期は経常利益22,047千円)となりました。

(法人税等合計、当期純利益)

当事業年度は特別利益及び特別損失は計上しておりませんが、法人税、住民税及び事業税を530千円(前期は3,029千円)計上しております。この結果、当期純利益21,072千円(前期は9,718千円)となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因

「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の主な資金需要は、既存事業の安定的な成長にかかるコストと新規事業への投資コストとなります。財政状態と投資のバランスを重視しつつ、事業活動に必要な運転資金及び新規事業等に対する投資コストは、主として手元の自己資金、金融機関からの借入及び新株発行により調達いたします。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等

当社は、今後も経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等である売上総利益の目標達成に向け注力してまいり所存であります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、8,112千円であります。これはオンラインプラットフォームの費用削減や、新規プロダクトの開発を目的としたソフトウェアの取得によるものであります。

なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

2023年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属 設備	工具器具 備品	ソフト ウェア	合計	
本社目黒オフィス (東京都品川区)	家事代行サービス 事業	営業事務所及び 研修施設	1,738	958	29,936	32,633	26 (21)

注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間平均人数を外書に記載しています。

3. 事業所の建物は賃貸物件であり、土地面積256.51㎡、年間賃貸料は23,278千円です。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,068,000
計	7,068,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年2月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,892,000	1,892,000	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	1,892,000	1,892,000	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年11月15日 ( 第 1 回新株予約権 )	2018年11月26日 ( 第 2 回新株予約権 )
付与対象者の区分及び人数 ( 名 )	当社取締役 3 名 当社従業員 13 名 ( 注 ) 5	当社従業員 2 名 ( 注 ) 6
新株予約権の数 ( 個 )	1,360 ( 注 ) 1	500 ( 注 ) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ( 株 )	普通株式 40,800 ( 注 ) 1、7	普通株式 15,000 ( 注 ) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額 ( 円 )	600 ( 注 ) 2、7	1,667 ( 注 ) 2、7
新株予約権の行使期間	2019年12月1日～ 2027年11月15日	2020年12月1日～ 2028年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ( 円 )	発行価格 600 資本組入額 300 ( 注 ) 7	発行価格 1,667 資本組入額 834 ( 注 ) 7
新株予約権の行使の条件	( 注 ) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	( 注 ) 4	

当事業年度の末日 ( 2023年11月30日 ) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 ( 2024年1月31日 ) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- ( 注 ) 1 . 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転 ( 以下「合併等」と総称する。 ) を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 . 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合 ( 無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権 ( 新株予約権付社債に付されたものを含む。 ) の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。 ) は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日 ( 払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。 ) の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。

当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは 〃 に定める事由が発生することを要する。行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。

(1) 当社経営権の第三者への移行

(2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使の条件

上記3. に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記 〃 に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役2名、当社使用人2名となっております。

6. 付与対象者の退職による権利喪失、および従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役1名となっております。

7. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年10月31日 (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員2名 (注)5
新株予約権の数(個)	1,100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,667(注)2、6
新株予約権の行使期間	2021年11月2日～ 2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,667 資本組入額 834 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」と総称する。)を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。

当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは に定める事由が発生することを要する。行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。

(1) 当社経営権の第三者への移行

(2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使の条件

上記3. に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記 に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名となっております。

6. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2020年12月24日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員24名 (注)5
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,667(注)2、6
新株予約権の行使期間	2022年12月26日～ 2030年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,667 資本組入額 834 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」と総称する。)を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。

当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは に定める事由が発生することを要する。行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。

(1) 当社経営権の第三者への移行

(2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使の条件

上記3. に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記 に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人10名となっております。



- 6 . 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式 1 株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

**【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

**【その他の新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

**( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】**

該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年10月31日 (注1)	普通株式 200 A種優先株式 200	普通株式 48,238 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	-	380,600	-	370,695
2019年11月11日 (注2)	-	普通株式 48,238 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	300,000	80,600	-	370,695
2021年10月12日 (注3)	普通株式 10,662 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	普通株式 58,900	-	80,600	-	370,695
2021年10月27日 (注4)	普通株式 1,708,100	普通株式 1,767,000	-	80,600	-	370,695
2022年2月21日 (注5)	普通株式 125,000	普通株式 1,892,000	77,625	158,225	77,625	448,320
2023年5月1日 (注6)	-	普通株式 1,892,000	108,225	50,000	-	448,320

- 注) 1. A種優先株式の普通株式への転換に伴う普通株式の発行及び、自己株式200株の消却によるものであります。
2. 資本金の減少については、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的とするため、資本金380,600千円を300,000千円減少(減資割合78.8%)し、80,600千円といたしました。
3. A種優先株式及びA2種優先株式の普通株式への転換に伴う普通株式の発行及び、自己株式10,662株の消却によるものであります。
4. 株式分割(1:30)によるものであります。
5. 2022年2月21日を払込期日とする公募による新株式の発行による増資により、発行済株式総数は125,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ77,625千円増加しております。
6. 2023年2月27日開催の株主総会決議に基づき、資本金の額158,225千円を108,225千円減少して50,000千円といたしました。減少分につきましては、その他資本剰余金に振り替えております。なお、当該減資に伴い、発行済株式総数に変更はありません。

( 5 ) 【所有者別状況】

2023年11月30日現在

区分	株式の状況( 1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	14	11	15	4	711	756	-
所有株式数(単元)	-	14	1,159	5,342	584	23	11,782	18,904	1,600
所有株式数の割合(%)	-	0.074	6.130	28.258	3.089	0.121	62.325	100.000	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2023年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ワタキューセイモア株式会社	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12-2	360,000	19.02
加茂 雄一	東京都豊島区	331,670	17.53
池田 裕樹	東京都杉並区	260,000	13.74
胡桃沢 精一	東京都狛江市	132,200	6.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	79,200	4.18
株式会社I.K.D	東京都渋谷区渋谷2丁目10番15号	71,670	3.78
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	東京都港区六本木4丁目2番45号	66,000	3.48
TSVF1投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	60,000	3.17
株式会社CARTA VENTURES	東京都渋谷区道玄坂1丁目21-1 渋谷ソラスト15F	51,000	2.69
市島 政岐	千葉県千葉市美浜区	46,100	2.43
計	-	1,457,840	77.00

( 7 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,890,400	18,904	-
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	1,892,000	-	-
総株主の議決権	-	18,904	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、まずは内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。今後もさらなる登録利用者の増加による売上高拡大が継続することが見込まれることから、当面の間、事業投資を最優先し中長期的な成長に向けた収益基盤を構築する必要があると認識しています。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を毎年11月30日、中間配当の基準日を毎年5月31日としており、配当の決定機関は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会としております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいりました。

#### (取締役会)

取締役会は、本書提出日現在において議長の代表取締役CEO兼CF0である加茂雄一、代表取締役池田裕樹及び業務執行を掌る取締役1名（白坂ゆき）、及び社外取締役2名（平野圭二、加藤智久）の5名で構成されております。毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、当社経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、当社経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図っております。

#### (監査役会)

監査役会は、本書提出日現在において、議長の常勤監査役である小松原丈夫と、非常勤監査役である田岡恵及び亀甲智彦の3名（全員が社外監査役）で構成し、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役は内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、常勤監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

#### (執行役員制度)

当社は、変化の速い経営環境に対応して業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

本書提出日現在、執行役員は2名であります。

#### (内部監査)

当社は、代表取締役の特命を受けた内部監査担当者を設置し、監査役と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、当社全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。なお、当社では独立した内部監査専任部門は設けておらず、外部委託により内部監査を実施しております。

#### (リスク・コンプライアンス委員会)

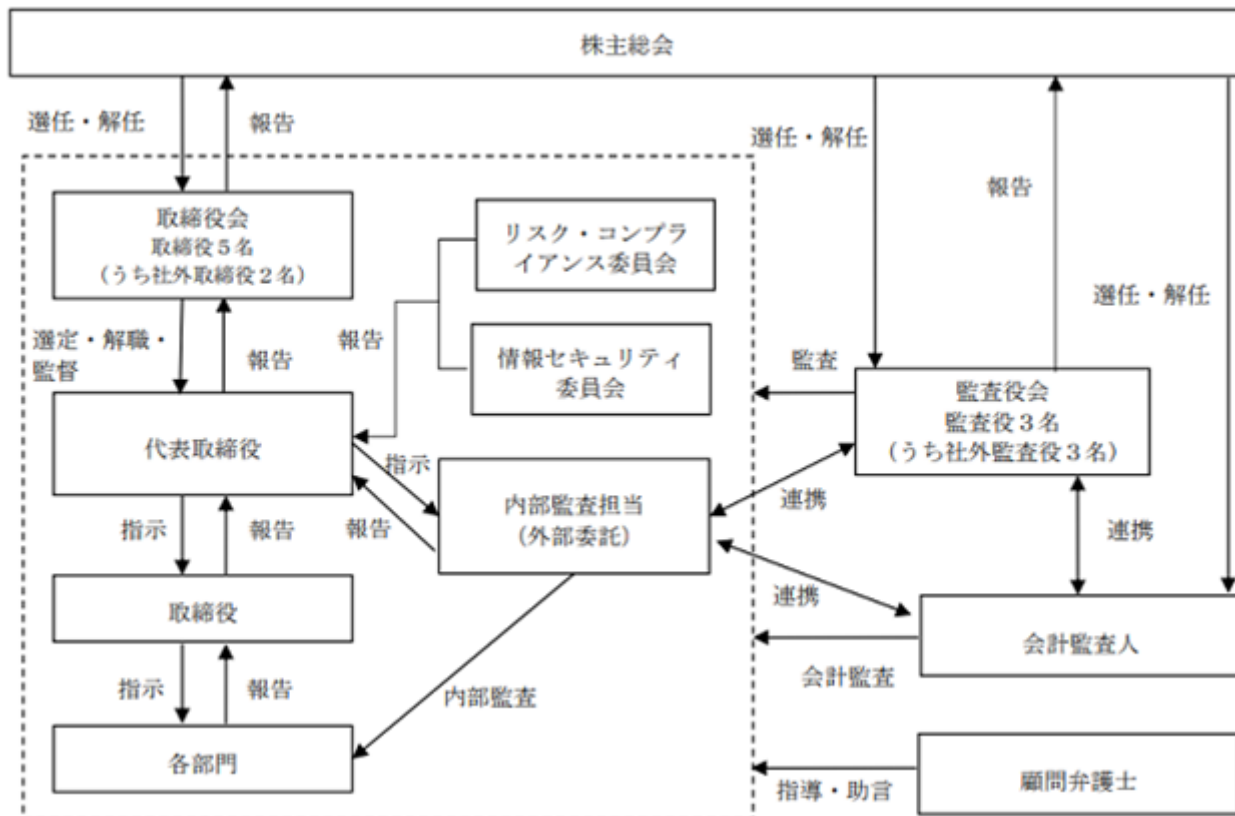
当社では、コンプライアンス推進及びリスク管理に関する課題や対応策を審議・承認するとともに、必要な情報の共有化を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役CEO兼CF0加茂雄一を委員長とし、取締役3名（加茂雄一、池田裕樹、白坂ゆき）並びに執行役員2名（高橋正俊、近藤貴裕）で構成されております。また、オブザーバーとして常勤監査役である小松原丈夫が出席するとともに、社外取締役及び非常勤監査役は任意で出席しております。同委員会は、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス及びリスクに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項及びリスク発生事項の定期報告の実施等を行うとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

(情報セキュリティ委員会)

当社は、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施することを目的として情報セキュリティ委員会を設置しております。情報セキュリティ委員会は、代表取締役CEO兼CFO加茂雄一を責任者とし、取締役3名(加茂雄一、池田裕樹、白坂ゆき)並びに執行役員2名(高橋正俊、近藤貴裕)で構成されております。また、オブザーバーとして常勤監査役である小松原丈夫が出席しております。同委員会は、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。情報セキュリティ対策状況の把握、情報セキュリティ対策に関する指針の策定・見直し、情報セキュリティ対策に関する情報の共有を実施するとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

(企業統治の体制の状況)

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制は、以下のとおりであります。



当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役を含めた取締役会と常勤監査役並びに社外監査役で構成される監査役会が連携し、取締役の業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることにより、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できると判断し、現在の体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が有効的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りを努めております。その他、役職員の職務遂行に対し各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制の確保に努めております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

a．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- (2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保いたします。
- (3) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止活動を推進いたします。
- (4) 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ関連規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、情報セキュリティ委員会で審議し、推進いたします。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理いたします。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告いたします。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行います。
- (2) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。
- (3) 当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告いたします。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得た上でを行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

f．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
- (2) 監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受理いたします。

g. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。

i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

(2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

k. 反社会的勢力への対応

(1) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。

(2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、最高責任者が代表取締役、Corporate Design Divisionがリスクマネジメントを推進する業務を主管し、各部門と情報共有することでリスクの早期発見と未然防止に努めております。リスク・コンプライアンス委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を整えております。

また、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、役職員がリスク情報に接した場合は、Corporate Design Divisionを事務局としますリスク・コンプライアンス委員会へ報告するとともに、リスク・コンプライアンス委員会より取締役会に報告されるシステムを構築しております。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

取締役の定数

取締役の員数は8名以内とします旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとします旨を定款に定めております。



#### 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

#### 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 役員の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 ( 役員のうち女性の比率 25.0% )

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 ( 株 )
代表取締役CEO兼CFO	加茂 雄一	1982年10月28日生	2005年4月 2007年7月 2014年1月	中央青山監査法人入所 太陽ASG監査法人( 現、太陽有限責任監査法人 ) 入所 当社創業 代表取締役就任( 現任 )	( 注 ) 3	331,670
代表取締役	池田 裕樹	1978年5月16日生	2003年4月 2008年12月 2014年1月	NTTコムウェア株式会社入社 株式会社NTTデータ入社 当社創業 代表取締役就任( 現任 )	( 注 ) 3	331,670 ( 注 ) 5
取締役CHRO	白坂 ゆき	1980年1月7日生	2004年4月 2012年4月 2014年2月 2017年6月 2018年5月 2018年12月	株式会社リンクアンドモチベーション入社 参議院議員公設秘書就任 株式会社リクルートホールディングス入社 株式会社TABI LABO入社 当社入社 取締役就任( 現任 )	( 注 ) 3	-
取締役	平野 圭二	1970年12月19日生	1989年4月 2013年4月 2016年9月 2018年3月 2021年7月	ワタキューセイモア株式会社入社 株式会社フロンティア非常勤取締役就任( 現任 ) ワタキューセイモア株式会社執行役員就任( 現任 ) 当社取締役就任( 現任 ) ワタキューホールディングス株式会社執行役員就任( 現任 )	( 注 ) 3	-
取締役	加藤 智久	1980年9月8日生	2005年4月 2007年10月 2015年6月 2016年4月 2017年6月 2018年9月 2021年8月	Monitor Group ( 現、Deloitte Touche Tohmatsu Limited. ) 入社 株式会社レアジョブ創業 代表取締役社長就任 同社代表取締役会長就任 Tuit Inc. ( 現、Zuitt Technologies, Inc. ) 創業 取締役就任 株式会社レアジョブ非常勤取締役就任 Tuit Inc. ( 現、Zuitt Technologies, Inc. ) 取締役社長就任( 現任 ) 当社取締役就任( 現任 )	( 注 ) 3	-
常勤監査役	小松原 丈夫	1954年11月22日生	1977年4月 2009年3月 2009年3月 2010年3月 2011年4月 2011年4月 2011年6月 2012年4月 2013年6月 2014年6月 2017年6月 2020年3月	日本生命保険相互会社入社 ニッセイアセットマネジメント株式会社に出向 同社取締役就任 同社取締役常務執行役員就任 株式会社朝日工業社に出向 同社顧問就任 同社上席執行役員就任 株式会社朝日工業社に転籍 同社取締役上席執行役員就任 同社取締役常務執行役員就任 日本生命保険相互会社入社 当社常勤監査役就任( 現任 )	( 注 ) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	田岡 恵	1970年9月19日生	1993年4月 株式会社三貴入社 1994年7月 株式会社木下真珠入社 1998年9月 福岡銀行ロンドン支店入社 1999年3月 Onward Kashiyama UK Ltd.入社 2001年8月 株式会社ポケモン入社 (Pokemon USA, Inc.勤務) 2002年6月 4Kids Entertainment, Inc. (NY, USA)入社 2007年7月 ヘイズ・スペシャリスト・リクルートメン ト・ジャパン株式会社入社 2008年2月 株式会社グロービス入社 (学校法人グロービス経営大学院兼務)(現 任) 2018年2月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	亀甲 智彦	1980年11月25日生	2009年12月 堀総合法律事務所入所 2016年6月 Dentons Rodyk & Davidson LLP(シンガポ ール)出向 2017年5月 株式会社テラスカイ社外監査役就任(現任) 2019年3月 株式会社テラスカイベンチャーズ監査役就任 (現任) 2019年4月 弁護士法人浅野総合法律事務所入所 2019年8月 Crossbridge法律事務所代表(現任) 2020年3月 株式会社ビーロット取締役(監査等委員)就 任(現任) 2021年2月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計					663,340

- (注)1. 取締役 平野圭二、加藤智久は、社外取締役であります。
2. 監査役 小松原丈夫、田岡恵、亀甲智彦は、社外監査役であります。
3. 2024年2月28日開催の定時株主総会終結の時から2024年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年11月4日開催の臨時株主総会終結の時から2024年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役 池田裕樹の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社I.K.Dが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社では、業務執行をより機動的に行い、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。なお、本書提出日現在において執行役員は以下2名であります。
- 執行役員 高橋正俊  
執行役員 近藤貴裕

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は、平野圭二、加藤智久の2名であり、社外監査役は、小松原丈夫、田岡恵、亀甲智彦の3名であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性については、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に、経歴や当社との関係性を踏まえて客観的かつ専門的な視点で社外役員としての職務を遂行できる独立性が確保できることを個別に判断しております。

取締役の平野圭二は、その他の関係会社であり、当社と業務提携契約を締結しておりますワタキューセイモア株式会社において、執行役員として長く同社の経営に携わり、当社との業務提携をリードしてまいりました。その豊富な経験と知識をもって、当社経営全般に対しての助言・提言等を期待して選任しております。なお、当社と平野圭二の間には、その他の人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、加藤智久は、株式会社レアジョブを創業し、同社の株式上場を遂行するなど、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、当社の今後の事業拡大において有用な助言を期待できると考え、選任しております。また同氏はZuitt Technologies, Inc.取締役社長を兼職しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の小松原丈夫は企業経営における豊富な経験、知識と高い見識に基づき、監査の実効性を高める目的により選任しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。田岡恵は長年にわたりグロービス経営大学院にて会計科目の教授をされるなど会計分野における豊富な経験、知識と高い見識に基づき、監査の実効性を高める目的により選任しております。また同氏は株式会社グロービス、学校法人グロービス経営大学院の使用人を兼職しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。亀甲智彦は弁護士として法律分野における豊富な経験、知識と高い見識に基づき、監査の実効性を高める目的により選任しております。また同氏は株式会社テラスカイの社外監査役、株式会社テラスカイベンチャーズの監査役及び株式会社ビーロットの監査等委員である取締役を兼職しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)により構成され、うち常勤監査役1名を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査では毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会、経営会議等を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

なお、監査役田岡恵は、長年にわたりグロービス経営大学院にて会計科目の教鞭をとり、財務及び会計に関し、監査役として専門的な知見を有しております。

当社は2021年2月26日開催の第7回定時株主総会后、監査役会設置会社へ移行いたしました。2023年11月期において、当社は監査役会を合計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小松原丈夫	14	14
田岡恵	14	14
亀甲智彦	14	14

また、常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。加えて、会計監査人及び内部監査担当と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。なお、これらの結果については、監査役会に報告し、監査役間で情報共有をしております。

内部監査の状況

当社では独立した内部監査専任部門は設けておらず、外部委託により内部監査を実施しております。

内部監査は「内部監査規程」に基づき、業務運営の適正性、社内規程の遵守状況等を評価・検証して内部監査報告書を作成し、代表取締役に報告しております。代表取締役による改善指示がある場合は、内部監査担当者を通じて当該部門に伝達され、改善指示を受ける部門に改善対応を行うとともに、内部監査担当者によるフォローアップ監査を行い、経営効率の改善に努めております。なお、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に情報交換を行うなど緊密な連携により、効率的な監査を実施するよう努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2019年11月期以降の5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中村憲一  
指定有限責任社員 業務執行社員 石倉毅典

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査法人の業務執行体制、品質管理体制、独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で懲戒処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

太陽有限責任監査法人から、処分の内容及び業務改善計画の概要について説明を受けた結果、当社の監査業務に影響は及ぼさないものと判断しております。

以上を踏まえ、総合的に勘案の上、太陽有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、独立性、その他監査に関する法令及び規程の遵守、監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を満たしているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求めて評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	1,000	16,900	-

前事業年度における当社の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務となります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

e. 監査役会が監査法人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年11月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、当社の取締役の報酬には業績連動報酬は採用しておりません。

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役加茂雄一及び池田裕樹に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行った上で代表取締役が、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定しております。

また、監査役の報酬については株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定することとしております。

当社の役員報酬に関する株主総会決議年月日は、2021年2月26日であり、取締役の報酬限度額を年額120百万円以内、監査役の報酬限度額を年額15百万円以内と決議しております。なお、本書提出日現在の取締役の員数は5名、監査役は3名であります。

2023年11月期の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2023年2月27日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬額の決定を代表取締役加茂雄一及び池田裕樹に一任する決議を行っております。その権限の内容は各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	44,300	44,300	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	16,200	16,200	-	-	-	4

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。  
2. 上記には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年12月1日から2023年11月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社には、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。



## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当事業年度 (2023年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	327,867	349,465
売掛金	67,942	81,439
前払費用	4,969	7,130
その他	-	4,622
流動資産合計	400,779	442,658
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	14,924	14,924
減価償却累計額	10,634	13,186
建物附属設備(純額)	4,290	1,738
工具、器具及び備品	12,104	13,051
減価償却累計額	11,412	12,093
工具、器具及び備品(純額)	691	958
有形固定資産合計	4,982	2,697
無形固定資産		
ソフトウェア	24,634	29,936
無形固定資産合計	24,634	29,936
投資その他の資産		
敷金	12,665	11,648
投資その他の資産合計	12,665	11,648
固定資産合計	42,282	44,281
資産合計	443,062	486,940

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当事業年度 (2023年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	79,631	86,372
未払金	37,585	45,642
未払費用	15,951	20,932
未払法人税等	8,365	530
前受金	3,652	2,682
預り金	1,535	1,972
賞与引当金	-	5,000
その他	7,677	14,072
流動負債合計	154,400	177,205
固定負債		
長期借入金	70,000	70,000
固定負債合計	70,000	70,000
負債合計	224,400	247,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	158,225	50,000
資本剰余金		
資本準備金	448,320	448,320
その他資本剰余金	-	108,225
資本剰余金合計	448,320	556,545
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	387,882	366,810
利益剰余金合計	387,882	366,810
株主資本合計	218,662	239,734
純資産合計	218,662	239,734
負債純資産合計	443,062	486,940

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
売上高	1 1,335,178	1 1,547,881
売上原価	864,485	986,584
売上総利益	470,692	561,296
販売費及び一般管理費	2 437,088	2 538,620
営業利益	33,604	22,676
営業外収益		
受取利息	2	3
その他	100	91
営業外収益合計	102	94
営業外費用		
支払利息	399	1,091
株式公開費用	11,259	-
その他	-	76
営業外費用合計	11,659	1,167
経常利益	22,047	21,602
税引前当期純利益	22,047	21,602
法人税、住民税及び事業税	3,029	530
法人税等調整額	9,299	-
法人税等合計	12,329	530
当期純利益	9,718	21,072

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)		当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
・経費		864,485	100.0	986,584	100.0
当期売上原価		864,485	100.0	986,584	100.0

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
業務委託費 (千円)	838,429	951,903
キャストポイント引当金繰入額(千円)	2,216	-

当社に登録しているキャスト等に対する家事代行業務の業務委託費用等になります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	80,600	370,695	370,695	398,942	398,942	52,352	52,352
会計方針の変更による累積的影響額				1,340	1,340	1,340	1,340
会計方針の変更を反映した当期首残高	80,600	370,695	370,695	397,601	397,601	53,693	53,693
当期変動額							
新株の発行	77,625	77,625	77,625			155,250	155,250
当期純利益				9,718	9,718	9,718	9,718
当期変動額合計	77,625	77,625	77,625	9,718	9,718	164,968	164,968
当期末残高	158,225	448,320	448,320	387,882	387,882	218,662	218,662

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	158,225	448,320	-	448,320	387,882	387,882	218,662
当期変動額							
減資	108,225		108,225	108,225			-
当期純利益					21,072	21,072	21,072
当期変動額合計	108,225	-	108,225	108,225	21,072	21,072	21,072
当期末残高	50,000	448,320	108,225	556,545	366,810	366,810	239,734

	純資産合計
当期首残高	218,662
当期変動額	
減資	-
当期純利益	21,072
当期変動額合計	21,072
当期末残高	239,734

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	22,047	21,602
減価償却費	4,951	5,916
受取利息及び受取配当金	2	3
支払利息	399	1,091
株式公開費用	11,259	-
売上債権の増減額(は増加)	10,890	13,496
仕入債務の増減額(は減少)	4,994	6,740
未払金の増減額(は減少)	11,423	7,155
未払費用の増減額(は減少)	829	4,980
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	5,335	-
未払消費税等の増減額(は減少)	4,919	6,476
キャストポイント引当金の増減額(は減少)	11,969	-
賞与引当金の増減額(は減少)	-	5,000
その他の資産の増減額(は増加)	1,519	1,584
その他の負債の増減額(は減少)	1,528	532
小計	36,508	43,346
利息及び配当金の受取額	2	3
利息の支払額	399	1,091
法人税等の支払額	290	12,547
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,820	29,710
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	947
無形固定資産の取得による支出	17,710	7,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,710	8,112
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	155,250	-
株式の発行による支出	15,271	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	139,978	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	158,088	21,598
現金及び現金同等物の期首残高	169,779	327,867
現金及び現金同等物の期末残高	327,867	349,465

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業である家事代行サービス事業は、顧客の注文に対して、システム上でキャストとの自動マッチングを行い、キャストが顧客宅を訪問して家事代行サービスを提供するものとなります。当該サービスについては、家事代行サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。



(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高について、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
給料賃金	114,537千円	138,378千円
業務委託費	69,129 "	78,596 "
役員報酬	50,200 "	60,500 "
広告宣伝費	34,667 "	58,579 "
賞与引当金繰入額	- "	5,000 "
減価償却費	4,951 "	5,916 "
おおよその割合		
販売費	65%	66%
一般管理費	35 "	34 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,767,000	125,000	-	1,892,000
合計	1,767,000	125,000	-	1,892,000

(注) 1. 2022年2月22日の東京証券取引所マザーズ市場(現グロース)への新規上場に伴う2022年2月21日を払込期日とする有償一般募集増資による新株の発行により、125,000株増加しております。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
2017年11月発行のストック・オプションとしての第一回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2018年11月発行のストック・オプションとしての第二回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2019年11月発行のストック・オプションとしての第三回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2020年12月発行のストック・オプションとしての第六回新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 以下の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。  
2020年12月発行のストック・オプションとしての第六回新株予約権

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,892,000	-	-	1,892,000
合計	1,892,000	-	-	1,892,000

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 （千円）
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
2017年11月発行のストック・オプションとしての第一回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2018年11月発行のストック・オプションとしての第二回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2019年11月発行のストック・オプションとしての第三回新株予約権	-	-	-	-	-	-
2020年12月発行のストック・オプションとしての第六回新株予約権	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）	当事業年度 （自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）
現金及び預金	327,867千円	349,465千円
現金及び現金同等物	327,867千円	349,465千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

長期借入金は、手元流動性確保のための資金調達であり、金利変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1～3カ月以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での借入を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、Corporate Design Divisionが適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「預り金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから注記は省略しております。

前事業年度（2022年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	12,665	12,672	7
資産計	12,665	12,672	7
長期借入金	70,000	69,009	990
負債計	70,000	69,009	990

当事業年度（2023年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	11,648	11,652	4
資産計	11,648	11,652	4
長期借入金	70,000	68,095	1,904
負債計	70,000	68,095	1,904

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	327,867	-	-	-
売掛金	67,942	-	-	-
敷金	-	12,665	-	-
合計	395,810	12,665	-	-

当事業年度（2023年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	349,465	-	-	-
売掛金	81,439	-	-	-
敷金	-	11,648	-	-
合計	430,904	11,648	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2022年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	41,500	6,000	6,000	16,500
合計	-	-	41,500	6,000	6,000	16,500

当事業年度(2023年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	41,500	6,000	6,000	6,000	10,500
合計	-	41,500	6,000	6,000	6,000	10,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度(2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
前事業年度(2022年11月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	12,672	-	12,672
資産計	-	12,672	-	12,672
長期借入金	-	69,009	-	69,009
負債計	-	69,009	-	69,009

当事業年度(2023年11月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	11,652	-	11,652
資産計	-	11,652	-	11,652
長期借入金	-	68,095	-	68,095
負債計	-	68,095	-	68,095

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金は、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、返還予定額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2017年11月15日	2018年11月26日	2019年10月31日	2020年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員13名	当社従業員2名	当社取締役3名 当社従業員2名	当社従業員24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 86,850株	普通株式 21,000株	普通株式 51,000株	普通株式 14,400株
付与日	2017年11月30日	2018年11月30日	2019年11月1日	2020年12月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	自 2019年12月1日 至 2027年11月15日	自 2020年12月1日 至 2028年11月25日	自 2021年11月2日 至 2029年10月30日	自 2022年12月26日 至 2030年12月23日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年10月27日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第4「提出会社の状況」1 株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

当事業年度(2023年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2021年10月27日に1株を30株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

決議年月日	2017年11月15日	2018年11月26日	2019年10月31日	2020年12月24日
権利確定前(株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前事業年度末	40,950	15,000	51,000	10,200
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	150	-	18,000	4,200
未行使残	40,800	15,000	33,000	6,000



単価情報

決議年月日	2017年11月15日	2018年11月26日	2019年10月31日	2020年12月24日
権利行使価格(円)	600	1,667	1,667	1,667
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

(注) 2021年10月27日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の価格に換算して記載していません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、取引事例方式とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)の併用により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	9,506千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-

( 税効果会計関係 )

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2022年11月30日 )	当事業年度 ( 2023年11月30日 )
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 ( 注 ) 1	205,941千円	217,891千円
減価償却超過額	1,724 "	2,324 "
賞与引当金	- "	1,679 "
未払事業税	1,697 "	- "
その他	1,348 "	1,820 "
繰延税金資産小計	210,711千円	223,715千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 ) 1	205,941 "	217,891 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,770 "	5,824 "
評価性引当額小計 ( 注 ) 2	210,711千円	223,715千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

( 注 ) 1 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 ( 2022年11月30日 )

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	2,085	15,574	22,290	19,333	45,463	101,193	205,941千円
評価性引当額	2,085	15,574	22,290	19,333	45,463	101,193	205,941千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 ( 2023年11月30日 )

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	11,409	24,445	21,202	49,858	68,944	42,031	217,891千円
評価性引当額	11,409	24,445	21,202	49,858	68,944	42,031	217,891千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 . 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因

となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年11月30日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
住民税均等割額	1.3%
評価性引当額の増減	22.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.9%

当事業年度（2023年11月30日）

法定実効税率	33.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %
住民税均等割額	2.5%
評価性引当額の増減	34.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5%

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

売上高	前事業年度 （自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）	当事業年度 （自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）
お掃除代行・お料理代行	1,300,692	1,499,950
その他	34,485	47,930
顧客との契約から生じる収益	1,335,178	1,547,881
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,335,178	1,547,881

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

当社の事業セグメントは、家事代行サービス事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

当社の事業セグメントは、家事代行サービス事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
1株当たり純資産額	115.57円	126.71円
1株当たり当期純利益	5.21円	11.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5.17円	11.07円

(注) 1. 当社は、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	9,718	21,072
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	9,718	21,072
普通株式の期中平均株式数(株)	1,863,918	1,892,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	17,176	12,028
(うち新株予約権(株))	(17,176)	(12,028)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 2,580)	新株予約権3種類 (新株予約権の数 1,800)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	14,924	-	-	14,924	13,186	2,552	1,738
工具、器具及び備品	12,104	947	-	13,051	12,093	680	958
有形固定資産計	27,029	947	-	27,976	25,279	3,232	2,697
無形固定資産							
ソフトウェア	29,156	7,985	-	37,141	7,205	2,683	29,936
無形固定資産計	29,156	7,985	-	37,141	7,205	2,683	29,936

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア オンラインプラットフォーム開発投資 7,985千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	70,000	70,000	2.5	2025年5月31日～ 2030年8月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	70,000	70,000	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	41,500	6,000	6,000	6,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	-	5,000	-	-	5,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。



( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	139
預金	
普通預金	349,326
計	349,465
合計	349,465

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
PAY株式会社	79,875
その他	1,563
合計	81,439

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
67,942	1,718,000	1,704,504	81,439	95.4	15.9

買掛金

相手先	金額(千円)
当社に登録しているキャスト(個人)	82,799
その他	3,572
合計	86,372

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社CyberACE	9,625
株式会社DIGITALIO	7,700
太陽有限責任監査法人	4,647
日本年金機構 品川年金事務所	2,680
PAY株式会社	2,232
その他	18,756
合計	45,642

( 3 ) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 ( 千円 )	358,638	739,371	1,127,994	1,547,881
税引前四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 千円 )	15,089	19,487	16,408	21,602
四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 千円 )	9,845	11,870	10,850	21,072
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 円 )	5.20	6.27	5.74	11.14

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 ( 円 )	5.20	1.07	0.54	5.40

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月末日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎年11月30日
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://corp.casy.co.jp/">https://corp.casy.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）2023年2月28日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第9期（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）2023年2月28日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第10期第1四半期（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）2023年4月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第10期第2四半期（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）2023年7月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第10期第3四半期（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）2023年10月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年3月1日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

株式会社C a S y

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a S yの2022年12月1日から2023年11月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C a S yの2023年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ITシステムに高度に依拠した売上高の実在性と期間帰属の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、当事業年度の損益計算書に計上された売上高1,547,881千円のうち、9割以上の1,499,950千円をお掃除代行・お料理代行（以下、家事代行サービスという。）が占めている。</p> <p>会社は、主に家事代行サービスを希望する顧客とキャストとをプラットフォーム上でマッチングし、顧客に対してサービスを提供することで利用料を収受している。</p> <p>具体的には、顧客がスマートフォンアプリ等を使って依頼内容を決め、マッチング可能な日時やキャストの有無を確認し、登録を行う。登録された情報は、プラットフォーム上でキャストへ共有され、キャストが当該依頼へ応募することでマッチングが成立し、基幹システムに当該情報が登録される。キャストが指定された日時にサービスを提供し、当該役務提供が終了すると顧客及びキャストによって終了確認が行われ、当該情報が基幹システムに登録される。その後、売上に計上する金額を計算・出力し、会計システムへインポートしている。</p> <p>上記のほか、顧客情報の登録、与信確認、顧客への請求金額の確定等、売上プロセスに関する一連の取引が自社で開発した基幹システムによって把握・処理されている。</p> <p>家事代行サービスにおける売上高に関しては、上記のとおり基幹システムによる自動処理に高度に依拠しており、当該基幹システムが適切に管理され、正確な処理が行われることを前提として売上高の実在性や期間帰属が担保されていることから、当該ITシステムの信頼性を含めた検討が必要になる。</p> <p>よって、当監査法人は、家事代行サービスにおけるITシステムに高度に依拠した売上高の実在性及び期間帰属の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ITシステムに高度に依拠した売上高の実在性及び期間帰属の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>ITに関する内部統制の評価</p> <p>当監査法人のITの専門家を関与させて、以下の内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施し、その有効性を確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客からの発注及び顧客に対する与信管理における情報処理統制の有効性を検証するために、サンプルで抽出した取引について、基幹システムと外部システムとのインターフェース処理が適切に行われていることを確かめた。</li> <li>売上高の計上根拠となっている月次稼働データの生成に関する情報処理統制の有効性を検証するため、基幹システム内のデータベース情報から必要なデータを抽出し、再計算を実施した。</li> <li>基幹システムに係るIT全般統制の有効性を検証するために、システム開発、運用・保守管理及びユーザアクセス管理などに関して、プログラム開発・変更やアクセス権限の付与・変更及びデータ変更時における申請書類等の閲覧、パスワードの定期的な変更に関する証跡を閲覧した。</li> </ul> <p>売上高の実在性及び期間帰属の妥当性を検証するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹システムにより算出された売上高の計上根拠である月次稼働データと会計システムに計上された売上金額を照合した。また、期末日前後におけるキャストによる終了時確認データ入手し、当事業年度に認識すべき売上高が適切に計上されていることを確かめた。</li> <li>基幹システムにより算出された売上高の計上根拠である月次稼働データについて、クレジットカード会社からの入金情報との照合を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。